

令和4年2月22日

学生、教職員 各位

電気通信大学危機対策本部

派遣留学プログラムの実施について

新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受け、日本人の海外留学については、外務省が発出する感染症危険情報レベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））の国・地域への留学は取り止めるとともに、レベル2（不要不急の渡航取りやめ）の国・地域への留学は、留学の是非又はその延期について改めて検討するよう要請がなされてきました。一方、一昨年11月には海外大学の学位取得を目指す留学、昨年6月には大学間交流協定等に基づく1年間（実際の派遣期間9ヶ月以上）の留学について、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）による奨学金の支援再開を周知し、8月渡航分から支援が再開されています。

今般、感染症への知見の蓄積に加え、新たな変異株の流行等による感染症の影響が長期化することが見込まれ、終息を待っていると一度も留学機会を得られないまま卒業する学生が多く生じる可能性があること等を踏まえ、「日本人学生の1年未満の海外留学について（令和4年2月4日付文部科学省通知）」により、大学間交流等に基づく1年未満（実際の派遣期間9ヶ月未満）の海外留学プログラムについても、学生の安全確保に万全を期することを前提とし、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）奨学金の支援が再開されることとなりました。

本学においては、「派遣留学プログラムの一部再開について（令和3年6月28日付電気通信大学危機対策本部通知）」において、原則1年間（実際の派遣期間9ヶ月以上）の派遣留学プログラム（注1）の海外渡航を許可しているところですが、今般の文部科学省通知を受け、「海外渡航の条件」に合致する場合、「派遣留学プログラム参加に関するガイドライン」を遵守することを前提として1年未満（実際の派遣期間9ヶ月未満）の学生の海外派遣についても許可することとします。

なお、今後、文部科学省より新たな方針が示された場合、改めて学内において対応を検討し周知することとします。

（注1） 派遣留学プログラムとは、協定校との交換留学、指導教員が認める研究留学、授業科目の一環として単位取得を伴う留学、その他大学で特別に実施を承認したプログラムとする。

1. 海外渡航の条件について

（1） 本学が指定した以下の「派遣留学プログラム参加に関するガイドライン」をすべて満たす場合に限り、必要な手続きを経て派遣留学プ

プログラムにおける海外渡航を許可します。

- (2) 今回の海外渡航は、あくまで派遣留学プログラムに参加する学生を対象にしています。

2. 派遣留学プログラム参加に関するガイドライン

上記「1. 海外渡航の条件について」を踏まえ渡航が許可された学生は、以下のガイドラインを遵守することを求めます。

- (※) 渡航までの間に状況の変動が生じた場合、大学が渡航中止、中断を指示する可能性がある。この場合に生じたキャンセル料等については、原則、学生本人の自己負担となるため、そのことを了承の上、渡航準備を進めること。
- (1) 留学先国・地域における最新の感染状況を把握している。
 - (2) 留学先国・地域への渡航手段がある。
 - (3) 留学先国・地域に入国の可否及び入国に必要な手続きについて申請中又は完了している。
 - (4) 留学中の疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険に加入している。
 - (5) 留学先国・地域への入国時における水際措置及び入国後取るべき行動について把握している。
 - (6) 留学先国・地域で感染の疑いが生じた場合、濃厚接触者として指定された場合、感染した場合に留学先国・地域において取るべき行動及び相談先を具体的に把握している。
 - (例) ①相談できる機関
 - ②検査できる機関
 - ③受け入れ可能な医療機関
 - ④滞在先
 - (7) 留学先国・地域で必要な生活物資が確保できる。
 - (8) 留学先大学等において留学生の受け入れ体制が取られている。
 - (9) 留学先大学等において学修を継続するための防疫措置がとられている。
 - (10) 留学先国・地域における感染拡大抑止のための法令（マスクの着用等）を把握している。
 - (11) 今後、留学先国・地域において（再）流行した際取るべき対応をシミュレーションしている。
 - (12) 留学先国・地域に渡航しないと当初の留学目的が達成できないこと。
 - (13) 受入先国への入国時及び日本帰国時に、水際対策等必要とされる措

置に従い、その費用は自己負担とすること。

- (14) 留学先国・地域又は受入機関において、日本におけるワクチン接種が必須となる場合、渡航前に必要とされる回数のワクチン接種を完了し、接種証明書を取得すること。ワクチン接種が必須ではない場合でも、可能であれば渡航前の時点で日本において接種可能な回数のワクチン接種を受け渡航することが望ましい。ワクチン接種について不安などがある場合には国際課留学生交流係に相談すること。
- (15) 万が一、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、留学先国・地域及び受入先大学等における方針に従い、速やかにプログラム運営責任者及び国際課留学生交流係へ連絡すること。
- (16) 渡航について、事前に保護者・家族等から承認が得られていること。

3. その他

渡航にあたり、学生は保護者から了承を得たうえで、別紙1「派遣留学プログラム参加に関する同意書」を国際課留学生交流係に提出すること。

シカゴ大学コンピュータサイエンス学部サマープログラムについては、本件に関する書類の提出、相談及び連絡等は、国際課国際企画係へお願いします。

派遣留学プログラム参加に関する同意書 (PDF:120KB)

(サマープログラムに関する本件問い合わせ先)

○学術国際部国際課
国際企画係

TEL:042-443-5115

Email: kokusai-k@office.uec.ac.jp

派遣留学プログラム参加に関する同意書

電気通信大学長 殿

私は、派遣留学プログラム（以下、プログラムという）に参加するにあたり、電気通信大学の学生であることを自覚し、以下の事項について同意します。以下の諸事項に反した場合は、電気通信大学が、渡航前にあつては海外渡航の取りやめ、渡航開始後にあつては帰国命令などの対応をとつても異議申立いたしません。

【一般的事項】

1. 滞在国の法令、受入機関の規則・指導事項を遵守するとともに、滞在国の文化や慣習等を尊重して責任ある行動をとります。
2. プログラムの趣旨を十分理解し、派遣先大学での学業に精励します。
3. プログラム参加にかかる経費について理解し、保護者等の経済的支援者の了解を得ています。
4. プログラム参加に必要な諸手続き（派遣先大学等に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、費用の支払い、保険加入、単位認定手続き等）は事前に十分確認し、自らの責任において行います。
5. 電気通信大学が指定する海外旅行保険及び危機管理サービスに加入するとともに、健康診断を受診し、必要に応じて予防接種を行います。派遣先大学の指定する保険に加入することを求められた場合は、併せて加入します。
6. 本プログラムへの参加にあたり、既往歴、現病歴がある場合は、医師に本プログラムへの参加の是非について相談します。
7. 本プログラム参加にあたり提出する個人情報、プログラムに必要な諸手続きや緊急時の対応のため、電気通信大学において利用されることに同意します。
8. 本プログラムの実施に先だつて行われるオリエンテーションに参加します。
9. 渡航先での危険行為を慎みます。
10. プログラム終了後は、必ず帰国し、引き続き電気通信大学に在籍します。
11. 派遣先の気象や治安状況の悪化、疫病や自然災害の発生等によって、電気通信大学がプログラムの延期・中止・帰国勧告を決定した場合は、電気通信大学の指示に速やかに対応します。また、生じる費用（キャンセル費用、帰国旅費等）は自己負担であることを理解しています。
12. 派遣先大学の休暇期間中に旅行等の理由により派遣先大学を離れる場合は、電気通信大学及び派遣先大学の該当部署に届け出ます。
13. プログラム参加前、参加中、帰国後は、所定の届出及び報告書を提出します。また、留学中の連絡先に変更があつた場合は、速やかに届け出ます。
14. 派遣期間中に生じた損害・賠償（自己の故意や過失によって他人に及ぼした損害、自己の不注意によって起きた所持品の盗難や紛失・詐欺・疾病・障害などの損害、天災・火災・流行病・その他不可抗力によって生じた不慮の事故による損害、罹患（持病含む）によって生じた損害、法律・法令・公序良俗に反する行為を行ったことによって生じた損害など）について、電気通信大学は一切の責任を負わないことを認識し、本人の自覚と責任において行動します。
15. 派遣先大学で取得した成績情報、生活面の情報等の個人情報については、プログラムの運営改善、または学生の安全を守るために、電気通信大学が派遣先大学から提供を受けることに同意します。

【新型コロナウイルス感染症に関する事項】

1. 留学先国・地域における最新の感染状況を把握しています。
2. 留学先国・地域への渡航手段があります。
3. 留学先国・地域に入国の可否及び入国に必要な手続きについて申請中又は完了しています。
4. 留学中の疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険に加入しています。
5. 留学先国・地域への入国時における水際措置及び入国後取るべき行動について把握しています。
6. 留学先国・地域で感染の疑いが生じた場合、濃厚接触者として指定された場合、感染した場合に留学先国・地域において取るべき行動及び相談先を具体的に把握しています。
(例) ①相談できる機関
②検査できる機関
③受け入れ可能な医療機関
④滞在先
7. 留学先国・地域で必要な生活物資が確保できます。
8. 留学先大学等において留学生の受け入れ体制が取られています。
9. 留学先大学等において学修を継続するための防疫措置がとられています。
10. 留学先国・地域における感染拡大抑止のための法令（マスクの着用等）を把握しています。
11. 今後、留学先国・地域において（再）流行した際取るべき対応をシミュレーションしています。
12. 留学先国・地域に渡航しないと当初の留学目的が達成できません。
13. 感染症危険情報レベル2以上（レベル4を除く。）での渡航において JASSO 奨学金等が支給対象となる今年度の特別措置は、新型コロナウイルス感染症の影響に限定した取扱いであることを承知しています。
14. 受入先国への入国時及び日本帰国時に、水際対策等必要とされる措置に従い、その費用は自己負担します。
15. 留学先国・地域又は受入機関において、日本におけるワクチン接種が必須となる場合、渡航前に必要とされる回数のワクチン接種を完了し、接種証明書を取得します。
16. 留学先国・地域又は受入機関においてワクチン接種が必須ではなく、ワクチンを接種しないまま渡航する場合、ワクチン未接種に起因して当該派遣留学に生じた損害・不利益等について、電気通信大学は一切の責任を負わないことを了承します。
17. 万が一、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、留学先国・地域及び受入先大学等における方針に従い、速やかに国際課国際企画係へ連絡します。

年 月 日

所属学科／

学籍番号：

専攻：

氏名(自著)：

《以下保護者等》

保護者等氏名：

印

続柄：

住所：

電話番号：

メール：